

# 資 料 集

## 資料集

### 1 広島市の環境保全行政

#### (1) 環境保全行政に関する局課等

平成 23 年(2011 年)4 月 1 日現在

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
市民局	
生涯学習課	・生涯学習の振興
消費生活センター	・消費者施策に係る企画及び調整並びに情報の収集及び提供
文化スポーツ部	
文化財課	・文化財の保存及び活用
国際平和推進部	
国際交流課	・国際交流・協力の推進に関する企画及び総合調整
健康福祉局	
衛生研究所	
環境科学部	・環境保全に関する試験及び検査並びに調査及び研究
環境局	
環境政策課	・固形状一般廃棄物処理事業の企画及び調整 ・地域環境管理に係る企画及び調整 ・環境保全事業基金 ・固形状一般廃棄物の減量化及び資源化
エコロジー・温暖化対策部	
企画課	・地球環境問題に係る調査、企画及び総合調整 ・地球温暖化対策 ・環境保全思想の啓発及び普及
環境保全課	・公害防止に関する調査及び企画 ・大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、地盤沈下、騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る指導、規制及び環境調査 ・大気汚染等に関する苦情、陳情等の処理 ・環境影響評価に係る審査、指導及び調整 ・公害防止思想の啓発及び普及
施設部	
施設課	・清掃施設に関する調査、計画及び設置 ・廃棄物処理事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償 ・廃棄物処理事業用代替地の管理及び処分 ・廃棄物処理事業の施行に伴う用地の借上げ ・廃棄物の埋立地の整備及び管理 ・清掃施設に係る大気、水質等の調査
玖谷埋立地管理事務所	・固形状一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入管理及び埋立処分
工務課	・清掃施設及び環境測定施設に係る工事 ・一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督
清掃工場(中、南、安佐南、安佐北、佐伯)	・固形状一般廃棄物の焼却処分 ・固形状一般廃棄物の破碎処分(安佐南工場に限る。) ・施設の維持管理
恵下埋立地建設事務所	・廃棄物の埋立地(新設に係るものに限る。以下この項において同じ。)の調査、計画及び設置 ・廃棄物の埋立地に係る不動産の取得及びこれに伴う補償 ・廃棄物の埋立地に係る代替地の管理及び処分 ・廃棄物の埋立地に係る水質、大気等の調査 ・廃棄物の埋立地に係る土木工事
業務部	
業務第一課	・固形状一般廃棄物の処理対策 ・固形状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・固形状一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の処理に関する指導及び監督 ・環境美化に関する啓発及び総合調整 ・河川の清掃

局課等名称	環境に関する事務
業務第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画</li> <li>・液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画</li> <li>・液状一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業者の登録</li> <li>・液状一般廃棄物の処理に係る指導、監督及び規制</li> <li>・液状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導</li> <li>・浄化槽の設置等に係る受付、審査及び検査</li> <li>・浄化槽の維持管理に係る指導、監督及び規制</li> <li>・合併処理浄化槽の普及</li> </ul>
産業廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の処理対策に関する調査及び企画</li> <li>・産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導及び監督</li> <li>・産業廃棄物の保管及び処理に関する指導及び監督</li> <li>・産業廃棄物処理施設の設置の許可並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督</li> <li>・産業廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導</li> <li>・使用済自動車に関する引取業者及びフロン類回収業者の登録、指導及び監督</li> <li>・使用済自動車に関する解体業及び破碎業の許可並びに解体業者及び破碎業者の指導及び監督</li> </ul>
環境事業所(中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固形状一般廃棄物の処理作業に係る調査及び連絡調整</li> <li>・固形状一般廃棄物の収集及び運搬</li> <li>・固形状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導</li> </ul>
経済局	
地域産業支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の経営の相談及び金融</li> <li>・中小企業に対する経営の診断及び支援</li> <li>・中小企業団体等の育成指導</li> </ul>
産学官技術振興課	・産学官連携の推進及び技術振興に係る企画及び調整
工業技術センター	・工業技術に関する研究会等の開催
農林水産部	
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業行政に関する総合的な企画及び調整</li> <li>・農業行政に関する企画及び調整</li> <li>・中山間地域等直接支払</li> </ul>
基盤整備課	・農業用施設の工事の総括
森林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業行政に関する企画及び調整</li> <li>・森林保護、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲に関する事務の総括</li> <li>・市有林の経営及び管理</li> <li>・憩の森等の管理の総括</li> </ul>
水産課	・水産行政に関する企画及び調整
都市活性化局	
観光交流部交流課	・「水の都ひろしま」づくりの推進に係る総合調整
都市整備局	
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備に係る基本の方針の策定</li> <li>・都市デザインに関する調査及び企画並びに総合調整</li> <li>・都市景観に関する指導及び調整</li> <li>・公共建築のデザイン検討</li> </ul>
臨海開発課	・臨海部の開発事業に関する審査、企画及び調整
指導部	
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築指導行政に関する企画及び総合調整</li> <li>・特定建築物の省エネルギー措置の届出、指示等</li> <li>・建築物に係る環境への配慮にすること</li> </ul>
技術管理課	・建設技術施策の調査及び企画
緑化推進部	
緑政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化に関する企画及び指導</li> <li>・緑化思想の啓発及び普及</li> <li>・緑地の保全及び自然保護</li> <li>・公園、墓園、緑地及び緑道(以下「公園等」という。)の管理の総括</li> <li>・平和記念公園、中央公園、広島広域公園、安佐動物公園及び植物公園(以下「平和記念公園等」という。)の管理</li> <li>・公園等整備事業に関する予算の調整</li> </ul>
公園整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等の基本計画及び建設計画</li> <li>・公園等整備事業の事業計画</li> <li>・公園等の維持補修工事の総括</li> <li>・平和記念公園等の改良計画及び補修計画並びに維持補修工事</li> <li>・原爆ドームの保存工事</li> <li>・開発行為に伴う公園等の調査及び指導</li> </ul>
住宅部住宅政策課	・住宅対策に関する調査、企画及び調整

局課等名称	環境に関する事務
西風新都整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西風新都の都市景観</li> <li>・西風新都の計画区域内における幹線道路（道路交通局道路部道路計画課、安佐南区役所農林建設部土木課及び佐伯区役所農林建設部土木課の所掌に属するものを除く。）の整備計画</li> </ul>
道路交通局	
道路交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通政策に係る調査、企画及び調整</li> </ul>
河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の管理の総括等</li> </ul>
道路部	
道路計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路計画の総合調整</li> <li>・道路整備に係る調査及び企画</li> </ul>
道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業による道路の事業計画</li> <li>・電線類地中化の整備計画</li> </ul>
街路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路事業による道路の事業計画</li> <li>・街路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事</li> <li>・有料道路と密接な関連のある都市計画道路の建設</li> </ul>
都市交通部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市交通対策</li> <li>・新交通事業に係る総合調整</li> <li>・軌道系交通機関の整備計画</li> <li>・空港対策</li> </ul>
下水道局	
経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の経営に関する調査及び企画等</li> </ul>
計画調整課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の整備に係る総合調整等</li> </ul>
管理部	
管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道(下水道敷及び管きょ(以下「下水道敷等」という。)を除く。)の管理の総括等</li> </ul>
維持課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源再生センター、下水ポンプ場、小規模下水道及び農業集落排水処理施設の運転操作、維持管理及び補修工事の総括等</li> </ul>
水資源再生センター (千田、江波、大州、旭町、西部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源再生センター及び中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事</li> <li>・下水道施設の維持管理に必要な水質の検査</li> </ul>
施設部	
管路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道敷等の管理の総括等、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備</li> </ul>
施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の建設工事及び改良工事等</li> </ul>
水道局	
企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及び広聴に関すること</li> <li>・水源涵養</li> <li>・環境会計に関すること</li> </ul>
施設部	
水質管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源水域の水質調査</li> <li>・水質の調査及び研究</li> </ul>
教育委員会事務局	
施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校緑化</li> </ul>
青少年育成部	
育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年施設の管理運営</li> </ul>
学校教育部	
健康教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健</li> </ul>
指導第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程</li> </ul>
指導第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の教育課程</li> </ul>
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係職員の研修</li> <li>・教育関係資料の収集及び学校等への提供</li> </ul>

(2) 環境保全対策関係経費

ア 環境保全対策関係事業(環境局分)

(ア) 環境保全対策

(単位: 千円)

項目	説明	平成 22 年度 (2010 年度) 決算額	23 年度 (2011 年度) 予算額
大気汚染防止	・大気汚染監視、指導（測定局等による調査その他）	33,527	46,783
	・大気汚染監視施設整備（測定機器購入）	3,919	10,566
	・アスベスト飛散防止監視(立入り検査その他)	3,186	3,246
	小計	40,632	60,595
水質汚濁等防 止	・水質汚濁監視、指導（水質検査業務委託、水質監視員、パトロール車による調査その他）	16,855	18,043
	・土壤汚染対策の推進	648	5,779
	小計	17,503	23,822
騒音・振動防止	・騒音・振動の監視、指導	438	446
	・自動車騒音振動等実態調査	13,471	12,091
	・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業（航空機騒音実態調査）	4,135	4,476
	小計	18,044	17,013
有害化学物質 対策	・ダイオキシン類対策(大気環境調査、水質等調査、排出ガス等調査)	10,321	10,828
	・P R T Rに基づく特定化学物質排出量の把握等	692	437
	小計	11,013	11,265
環境保全活動 の促進	・環境学習の推進（広島地球ウォッキングクラブの運営、環境サポートの養成）(23 年度 : アースキッズ・プロジェクト)	923	2,663
	・「環境の日」ひろしま大会の開催	350	350
	・太田川流域市町の環境保全交流	2,770	2,770
	・「クリーン太田川」の開催	564	564
	小計	4,607	6,347
環境影響評価 その他	・環境影響評価制度の運用	1,453	1,226
	・重慶市との環境保全交流事業	1,399	—
	・環境保全事務	4,727	8,018
	小計	7,579	9,244
計		99,378	128,286

## (イ) 地球温暖化対策

(単位：千円)

項目	説明	平成 22 年度 (2010 年度) 決算額	23 年度 (2011 年度) 予算額
事業活動における取組の促進	・民間建築物省エネ設備改修等補助	12,901	50,000
	・大規模事業者省エネ対策等支援事業	8,397	346
	地球温暖化対策等の推進に関する条例の推進		
	・ひろしまエコパートナー制度	0	275
	・エコ事業所認定事業	78	53
	・地球温暖化対策地域協議会における取組の推進	128	134
	・店舗の省エネ対策支援事業	9,345	8,413
小計		30,849	59,221
家庭生活における取組の促進	・地域照明 LED 化普及啓発促進モデル事業	21,543	28,018
	・地球温暖化問題にかかるパンフレットの作成	299	392
	・地球温暖化対策地域協議会における取組の推進	1,212	819
	・インターネットを活用したエコライフ推進事業	0	—
	・学校における CO <sub>2</sub> 見える化推進事業	520	1,508
	・住宅環境性能向上促進補助	81,550	90,000
	小計	105,124	120,737
自動車使用の抑制に向けた取組の促進	・低公害運送車両導入費補助	1,800	5,000
	・低公害車運送車両の普及啓発	124	124
	・水素エネルギー利用の普及啓発	4,961	5,036
	小計	6,885	10,160
市の率先行動の推進	・グリーン電力使用推進事業	1,386	2,015
	・環境マネジメントシステムの推進	2,374	566
	小計	3,760	2,581
低炭素社会の実現に向けた取組の推進	・カーボンバンクの試行	0	—
	・市民参加の CO <sub>2</sub> 排出量取引制度の試行的実施	—	7,909
	・地球温暖化対策地域推進計画等の改定	1,078	374
	小計	1,078	8,283
その他	・地球温暖化対策事務その他	8,049	9,698
計		155,745	210,680

## (ウ) ごみ処理

(単位：千円)

項目	説明	平成 22 年度 (2010 年度) 決算額	23 年度 (2011 年度) 予算額
ごみ収集	・普通ごみ等収集 (収集車両購入平成 22 年 5 台、平成 23 年 5 台)、収集車両補修、作業用機材その他、収集業務委託、ごみ転送業務)	1, 151, 881	1, 821, 896
	・大型ごみ収集 (収集業務委託その他)	198, 216	326, 485
	・資源・有害ごみ収集	245, 928	463, 449
	・環境事業所管理運営等	81, 128	61, 369
小計		1, 677, 153	2, 673, 199
ごみ処分	・焼却処分 (清掃工場等管理運営、清掃工場施設整備)	3, 893, 091	3, 728, 275
	・安佐南工場建替 (建設工事その他)	1, 406, 859	9, 598, 468
	・埋立処分 (埋立地管理運営、玖谷埋立地拡張整備)	1, 070, 412	754, 912
	・恵下埋立地(仮称)整備	35, 591	212, 783
	・ごみ処理施設地域環境整備	287	—
	・資源化処分 (可燃ごみ減量化対策、容器包装のリサイクル、選別センター管理運営)	927, 836	801, 757
	・リサイクル施設整備	22, 380	253, 826
	・ストックヤード管理運営	1, 268	1, 022
	・大型ごみ破碎処理施設管理運営	267, 688	265, 889
	・廃乾電池等処分	55, 465	60, 875
小計		7, 680, 877	15, 677, 807
計		9, 358, 030	18, 351, 006

## (イ) し尿処理

(単位：千円)

項目	説明	平成 22 年度 (2010 年度) 決算額	23 年度 (2011 年度) 予算額
し尿収集	・収集業務及び手数料徴収業務委託	754, 214	711, 166
	・し尿中継運搬業務委託	88, 227	89, 992
	・し尿収集車購入 (1 台)	—	5, 700
	小計	842, 441	806, 858
し尿処分	・処理場管理運営	399, 313	168, 004
	・し尿投入施設管理運営	502	25, 784
	・安芸地区衛生施設管理組合 (一部事務組合) 負担金	235, 865	252, 337
	小計	635, 680	446, 125
計		1, 478, 121	1, 252, 983

## (オ) きれいなひろしま・まちづくり推進

(単位：千円)

項目	説明	平成22年度 (2010年度) 決算額	23年度 (2011年度) 予算額
啓発	・散乱ごみ追放キャンペーンの実施	1,862	2,505
	・美化活動ボランティアの表彰	156	160
	・学校における環境美化教育の推進	1,035	891
	・ポスターによる啓発その他	1,536	1,187
	・ぼい捨て防止のための巡回パトロール	9,087	9,186
	小計	13,676	13,929
受け皿整備	・街路ごみ容器・灰皿の維持管理	836	644
清掃	・河川清掃	26,362	27,728
	・街路ごみ容器・灰皿ごみ収集	21,994	22,687
	・地域美化活動の支援 (町内清掃ごみ袋の配布、町内清掃・不法投棄ごみの収集)	30,465	35,021
	・クリーンボランティア支援事業の実施	1,225	1,240
	・まちの美化に関する里親制度の実施	491	492
	・「クリーンアップチームひろしま」による清掃・啓発の推進	46,200	46,200
	・不法投棄防止対策	18,948	18,991
	小計	145,685	152,359
計		160,197	166,932

## (カ) 清掃業務の企画調整及び指導

(単位：千円)

項目	説明	平成22年度 (2010年度) 決算額	23年度 (2011年度) 予算額
企画調整及び 指導	・ゼロエミッションシティ広島の推進 (110万人のエコ講座事業、家庭系可燃ごみの排出袋モデル実験事業、ごみ減量化・リサイクル推進啓発等事業、事業ごみ有料指定袋の実施、家庭系生ごみリサイクル事業、家庭用生ごみ処理機等購入補助、ゼロエミッションシティ推進協議会の運営、微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業、事業ごみ減量・リサイクル支援事業、建築資材の再利用促進等事業)	286,784	1,277,039
	・清掃事業の普及啓発	8,152	7,230
	・廃棄物処理指導 (分別収集の推進、事業者等に対する指導、産業廃棄物処理指導、ダイオキシン類対策、自動車リサイクル法の運用)	42,593	55,302
	・広島市都市整備公社事業助成	174,236	23,383
	・し尿収集業者融資事業	20,000	10,000
	・し尿収集業務量減少対策	90,000	90,000
	・山県郡西部衛生組合（一部事務組合）脱退に伴う清算金	62,004	41,930
	・廃棄物処理施設運営協議会運営その他	47,069	49,371
	計	730,838	1,554,255
合計		11,982,309	21,664,142

イ 環境保全対策関係主要事業(他局分)

(単位：千円)

局 名	事業の概要	平成 22 年度 (2010 年度) 決算額	23 年度 (2011 年度) 予算額
市民局	・ひろしま国際協力事業の推進(研修員受入分) ・市民アカデミー事業 (区民アカデミー講座自然科学分野) ・史跡原爆ドームの保存継承 (技術試験・調査) ・史跡中小田古墳群整備 (防災工事、維持管理その他) ・文化財保存 (文化財調査、文化財保存事業補助、史跡広島城二の丸管理・公開、 国指定文化財保存管理その他) ・埋蔵文化財保護 (埋蔵文化財分布調査、埋蔵文化財活用・整理その他)	1,882 145 154 12,853 70,313	1,246 204 1,268 29,196 71,165
健康福祉局	・衛生研究所の検査機器購入	51,260	73,088
経済局	・農業生産基盤整備 ・環境にやさしい農業の推進 ・中山間地域等直接支払事業 ・市民菜園開園推進事業 ・森林保護・育成 ・市行造林・市行育林事業 ・水源の森事業 ・森林公园整備 ・松くい虫防除 ・憩の森管理、ハイキングコース管理 ・市民参加の森林(もり)づくり(「もりメイト」育成、みどりの里親制度、ボランティア間伐サポート) ・河川・海底清掃 ・市民と魚貝のふれあい推進 ・環境関連産業の育成・振興 ・環境・エネルギー関連製品・技術開発補助 ・中小企業特別融資(環境保全資金)預託貸付	16,243 550,493 80 54,583 3,186 80,096 7,364 1,587 32,459 9,644 17,796 627 10,934 850 374 7,666 50,000	26,600 936,465 112 68,003 2,913 99,500 22,250 1,587 912 8,762 17,956 986 1,603 663 1,137 10,000 114,000
都市活性化局	・「水の都ひろしま」づくりの推進	3,789	2,532
都市整備局	・景観行政の推進 ・ひろしま街づくりデザイン賞 ・不法はり紙除却等 ・港湾清掃 ・公園施設整備 ・公園用地取得 ・西部河岸緑地整備 ・東部河岸緑地整備 ・公園緑地清掃 ・植物公園施設整備・管理運営 ・安佐動物公園施設整備・管理運営 ・グリーンフェアの開催 ・グリーン・パートナー事業 ・キヨウチクトウ及び被爆アオギリ二世苗木育成 ・緑の基本計画の改定 ・屋上緑化等促進事業 ・美しい樹木・樹林保存事業 ・緑地保全の推進 ・公共工事の建設副産物のリサイクル推進	11,315 2,495 3,698 7,230 31,507 134,102 4,546 118,654 244,861 389,002 436,994 700 225 779 323 3,622 497 60 84	997 253 6,461 7,230 59,500 0 92,000 3,300 348,581 394,775 475,150 700 302 780 0 6,634 1,097 364 84

局名	事業の概要	平成22年度 (2010年度) 決算額	23年度 (2011年度) 予算額
道路交通局	・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業（住宅等騒音防止）	98,799	10,327
	・電線類地中化事業	374,258	292,700
	・歩道新設・改良	1,519,950	878,204
	・交差点改良	87,690	43,700
	・透水性舗装	23,967	63,000
	・道路清掃	218,749	276,482
	・放置自転車対策の推進	111,654	128,624
	・マイカー乗るまあデーの推進	5,778	3,981
	・都市内物流の効率化	8,656	15,934
	・広島都市圏パーク・アンド・ライド推進協議会負担金	207	232
	・トランジットモールの導入に向けた検討	4,445	2,642
	・自転車都市ひろしまの推進	5,974	6,300
	・交差点交通処理の見直しによる渋滞対策	0	1,520
	・JR広島駅新幹線口広場等の整備	198,537	720,620
	・JR可部の輸送改善事業の推進	70,267	79,275
	・バス運行対策費補助	389,294	393,368
	・地域主体の乗合タクシー導入	1,181	2,478
	・交通施設バリアフリー化設備整備費補助	145,903	5,000
	・低公害バス車両購入費補助	5,000	5,000
	・芸備線利用促進対策等の推進	174	186
	・循環バスをはじめとした使いやすい公共交通の検討調査	8,788	9,203
	・路面電車のLRT化の推進	979	—
	・白島新駅の整備	28,350	347,500
	・JR西広島駅周辺地区交通結節点整備検討	3,001	—
	・河川環境整備(低水護岸工、緑地整備その他)	35,000	28,500
	・普通河川改良(自然環境保全河川整備)	31,436	42,000
下水道局	・公共下水道整備	18,111,907	16,187,804
	・下水道新設改良	280,239	353,040
	・流域下水道整備(県施行太田川流域道整備事業に対する負担金)	247,001	117,461
	・下水汚泥の資源化	623,028	684,509
	・特定環境保全公共下水道整備	1,253,605	1,279,017
	・農業集落排水処理施設の整備	435,698	297,920
	・市営浄化槽の整備	61,962	85,172
水道局	・すいどう探検隊	352	783
	・水源涵養モデル事業	13,038	16,684
教育委員会	・感動体験推進事業	8,099	8,579
	・少年自然の家整備	501	0
	・青少年野外活動センター施設整備補助	—	5,650
合計		26,788,539	25,283,751

(3) 環境保全行政のあゆみ(年表)

年月	国・広島県	広島市
42. 4		降下ばいじん、硫黄酸化物(PbO <sub>2</sub> 法)及び自動車排出ガス調査開始
8	「公害対策基本法」公布	
10		衛生課に公害係(3名)を設置
43. 1		排水パトロール班発足
6	「大気汚染防止法」公布	
	「騒音規制法」公布	
12		「騒音規制法」に基づく政令市となる
44. 4	「騒音規制法」に基づく地域指定(広島市他)	公害対策課(12名)を設置
		市内河川、河口域の水質調査開始
12	「広島県公害防止条例」公布	
45. 2	一酸化炭素に係る環境基準一閣議決定	
4	水質汚濁に係る環境基準一閣議決定	
6	「公害紛争処理法」公布	
9	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(太田川、瀬野川水域)	
12	「公害対策基本法」の一部改正、「水質汚濁防止法」等公害関係14法成立	
46. 4		「広島市中小企業公害防止資金融資制度」発足 太田川上流の水質調査開始 河川底質調査開始
5	騒音に係る環境基準一閣議決定	
6	「悪臭防止法」公布	「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布	「広島市水質監視員」設置
7	環境庁発足 「広島県公害防止条例」全面改正	課名を「環境保全課」に変更
8		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく政令市となる 「広島市環境保全協議会」設置 「広島市環境保全連絡調整委員会」設置
9		航空機騒音調査開始(県共同)
10		環境保全部(調整課、規制課、公害試験所計33名)を設置 「大気汚染防止法」に基づく政令市となる(工場を除く)
12	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布(上乗せ条例)	
47. 1		紙屋町測定局(自動車排出ガス)、広島県より借受 「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(大気(工場を除く)、水質、騒音) 環境騒音調査開始
4		
5		「悪臭防止法」に基づく政令市となる
6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」一閣議了解	
7		大気測定車(ブルースカイ)購入
8. 4		学校環境調査開始(大気、騒音) 「広島市環境保全モニター」設置 悪臭物質の測定開始
5	「悪臭防止法」に基づく地域指定(広島市他)	
	大気汚染に係る環境基準一環境庁告示	
6	第1回「環境週間」実施	
7	「オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常	

年月	国・広島県	広島市
	時監視及び緊急時の措置要領」制定(広島県) 第1回「瀬戸内海環境保全月間」実施	
8	固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準設定	
10	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布 「公害健康被害補償法」公布	
12	航空機騒音に係る環境基準－環境庁告示	「広島市環境保全整備計画」作成
49. 3	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」一部改正	比治山測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
4	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用規制地域の指定(広島市中央部) 騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
6	「環境影響評価の運用上の指針について」－中央公害対策審議会の中間報告	
9		三篠小学校、皆実小学校、袋町小学校に大気測定局を設置
10	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用基準設定－県告示 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市地先海域、海田湾他)	新幹線(試運転列車)騒音調査開始
50. 3	山陽新幹線(岡山－博多間)開通	
6	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市内河川(吉山川他7水域))	
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準－環境庁告示	
12	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会(検討結果のまとめ)	
51. 2	広島・呉地域公害防止計画策定(50～54年度)	
3		紙屋町測定局、広島県より譲渡
6	「振動規制法」公布	
12		「振動規制法」に基づく政令市となる
52. 3	6航空機騒音に係る環境基準の類型指定(広島空港周辺地域) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他) 広島空港が「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定される	大気汚染中央監視局を設置(市役所内)
10		広島空港周辺住宅の騒音防止工事の助成実施
53. 1	「振動規制法」に基づく地域指定(広島市他)53. 3 施行	
2	国・県・市の共同によるジェット機テスト飛行(広島空港)	
3		井口小学校に大気測定局を設置
4	「瀬戸内海環境保全基本計画」－閣議決定	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入等) 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」一部改正(「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改題、瀬戸内海環境保全の強化等)	
53. 7	二酸化窒素に係る環境基準改定－環境庁告示	現安佐北区役所に大気測定局を設置
54. 1		現安佐南区役所に大気測定局を設置
3		庚午測定局(自動車排出ガス)設置
4	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会の答申	「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(悪臭)
7		袋町小学校測定局を南観音小学校に移設

年月	国・広島県	広島市
12 55. 3	「広島県洗剤対策推進要綱」県策定 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告(広島県)	矢賀小学校に大気測定局を設置 大気測定車(ブルースカイ)更新
4	「燃及びその化合物に係る削減指導方針」決定	政令指定都市移行 「大気汚染防止法」(工場)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」並びに「悪臭防止法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「水質汚濁防止法施行規則に基づく汚濁負荷量の測定に係る排水の期間及び特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法」一県告示	
8		「広島市水質浄化推進連絡会議」設置
9	航空機騒音に係る環境基準の類型指定の改正	
12 56. 3	広島・呉地域公害防止計画策定(55~59年度)	新和小学校測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
57. 2		
3		広島駅測定局(自動車排出ガス)設置
4		安川水質測定局設置 環境保全部を「環境保健部」に改組 衛生研究所を設置
12 58. 4	「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」一県告示 水質汚濁に係る環境基準の一部改正(湖沼の全窒素、全燐)	
58. 9		「広島市地下水汚染問題連絡会議」設置
59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」公布	「広島市化製場等に関する条例」を公布
8	「環境影響評価の実施について」一閣議決定	
60. 3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定の変更(猿猴川)	
6	大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則の一部改正(小型ボイラーの規制対象)	
11 61. 3	広島・呉地域公害防止計画策定(60~64年度) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(府中大川)	広島駅測定局を八幡小学校へ移設
4		
5 10	「燃及びその化合物に係る削減指導方針(広島県)	「大気汚染常時監視システム」更新 「騒音規制法」及び「振動規制法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
62. 4	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」一県告示	
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」一県告示	
63. 3	5「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布	「広島市環境保全モニター」廃止
平成 元. 3		
4		
6	「大気汚染防止法」一部改正(石綿規制)	「広島市西部丘陵都市環境管理指針」策定 「広島市環境情報システム」整備
元. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正(低級脂肪酸4物質追加)	
10 2. 3		重慶市より、酸性雨・大気汚染防止専門家の派遣要請 「広島市環境保全事業基金」設置
5		広島市環境管理計画策定検討委員会設置 重慶市へ環境保全視察団を派遣
6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法	

年月	国・広島県	広島市
8	「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策の推進)	「広島市地球環境問題連絡会議」設置
10	地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定	
11	「大気汚染防止法施行令」一部改正(ガス機関及びガソリン機関の追加)	
12		「広島市ゴルフ場指導要綱」施行 一般環境大気測定局の再編整備 矢賀小学校測定局を福木小学校へ移設(福木小学校測定局) 八幡小学校測定局を伴小学校へ移設(西部丘陵測定局) 南観音小学校測定局を廃止
3. 3	「瀬野川水質環境管理計画」策定 「八幡川河川環境管理協議会」設立	
	「公害の防止に関する国の財政上の特例措置に関する法律」一部改正(10年延長) 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」一部改正 広島・呉地域公害防止計画策定(平成2~6年度)	
4		追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示 重慶市環境保全視察団の受入
7	「水質汚濁防止法」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加)	
10		「八幡川水質汚濁防止対策推進連絡会」設立
4. 3		大気測定車更新 広島市地下水汚染対策基本方針を決定
6	環境と開発に関する国連会議(ブラジル:リオデジャネイロ)	
10		重慶市研修生の受入 シアン化合物による太田川水質汚染事故発生
12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正	「広島市水質浄化推進連絡会議」を「広島市水質保全会議」に改組 広島市における地球環境保全への取組方針を決定
5. 1	「瀬野川河川環境管理協議会」設立	
3	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正(健康項目9項目→環境基準健康項目23項目) 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」一部改正(地下水の評価基準の改正)	広島市環境管理計画策定
4		重慶市へ環境保全視察団を派遣 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の改正
6	「悪臭防止施行令、施行規則」の一部改正(悪臭物質追加12項目→22項目)	
5. 7		重慶市と技術交流調印
5. 7		公用車に電気自動車を導入
8	水質汚濁に係る環境基準一部改正(海域の窒素・燐追加) 「水質汚濁防止法」一部改正(窒素・燐を排水基準に追加)	
10		重慶市に酸性雨研究交流センターを開所
11	「環境基本法」公布・施行(公害対策基本法の廃止)	
12	「水質汚濁防止法」一部改正(排水基準の有害物質を追加11項目→24項目、鉛、砒素の排水基準の規制強化)	

年月	国・広島県	広島市
6. 2	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正(対象項目の追加 10 項目→25 項目)	「地球にやさしい市民会議」の設置
6		酸性雨研究交流センター職員の受入
10		「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として被表彰
11		重慶市へ職員 2 名を派遣
7. 2		「太田川流域市町村水質保全交流会議」の設置(2 市 7 町 2 村)
3	「広島県環境基本条例」施行	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示(悪臭物質追加 12 項目→22 項目)
4	「悪臭防止法」一部改正(嗅覚測定法による規制の導入)	「環境保全課」を「環境対策課」及び「環境企画課」に改組 「広島市環境影響評価要綱」施行
5		重慶市の環境保全視察団を受入
6		国際環境自治体協議会(ICLEI)へ加盟 「広島地球ウォッキングクラブ」設立
7		全国アメニティ推進協議会平成 7 年度総会の開催(於 広島市) 広島市環境サポーター養成講座開始
9	「悪臭防止法施行令・施行規則」一部改正	
11		広島市環境サポーター制度発足 重慶市へ職員 2 名を派遣
8. 3		「地球にやさしい市民行動計画」策定
4		アイエス西部丘陵都市開発事業の環境影響評価手続の開始
5	「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」一部改正	日中環境協力総合フォーラムへ出席
6	広島県フロン回収推進協議会設置 環境家計簿全国大会開催(於 広島市)	
7		「平和の鐘」が日本の音風景 100 選に認定
8		太田川流域市町村水質保全交流会議による「水援隊」発足 ベトナム社会主義共和国より研修生受入
10	環境庁環境カウンセラー制度発足、募集開始	日中環境協力都市会議へ参加 「アイドリングストップ運動」実施
11		
12	「騒音規制法施行令」一部改正	
9. 1	政令指定都市環境サミット'97 開催 「大気汚染防止法施行令」一部改正	グリーン購入ネットワーク加入
2	環境影響評価制度中央環境審議会の答申 「大気汚染防止法施行規則」一部改正	第 4 回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門家会合開催 「地球環境子ども会議」を国際会議場で開催
3	広島県環境基本計画の策定 「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」環境庁告示 9. 3 施行	公用車に天然ガス自動車を導入
9. 4	「大気汚染防止法」一部改正施行(建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止についての規制が追加) 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定 「エコライフ 100 万人の誓い」運動実施	衛生局環境企画課・環境対策課を環境局環境企画課に統合組織改正 広島西風新都線の環境影響評価手続の開始 有害大気汚染物質のモニタリング開始
9. 4	「特定フロン回収促進プログラム」策定	
6	環境影響評価法公布	「環境の日」ひろしま大会開催(以降毎年度開催)
7		フィリピン共和国・スリランカ民主社会主义共和国より研修生 1 名ずつ受入
8	「ダイオキシン対策に関する 5 ヶ年計画」 「大気汚染防止法施行令」一部改正	

年月	国・広島県	広島市
9	「廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部を改正する省令」施行 広島県公害防止条例施行規則の一部改正	
10		「地球温暖化シンポジウム・イン・広島」開催
11		第4回気候変動世界自治体サミット(名古屋)に参加
12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(温暖化防止京都会議COP3)において「京都議定書」を採択 「大気汚染防止法施行令」改正 「環境影響評価法施行令」公布	重慶市に職員2名を派遣
10. 1		「地球にやさしい市民会議」を「広島市環境条例(仮称)検討委員会」に改組
2		環境局「環境バッジ」製作・配付
3		安佐南・安佐北・福木小学校測定期を地上に移設
4	「広島県公害防止条例」一部改正 排水基準の有害物質を追加 「大気汚染防止法施行規則」一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじん排出基準強化)	ダイオキシン類大気環境調査開始 学校焼却炉の使用廃止
6	「地球温暖化対策推進大綱」策定	バングラデシュ人民共和国・ベトナム社会主義共和国より研修生1名ずつ受入
8		日中環境開発モデル都市構想専門家委員会に参加(北京)
9	騒音に係る環境基準の改正 「自動車排出ガスの量の許容限度」一部改正	
10	「大気汚染防止法施行令」一部改正 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	「広島市役所環境保全率先行動計画」策定
11		広島駅南口広場にて「アイドリング・ストップ街頭キャンペーン」実施
12	「騒音規制法施行令」一部改正 「振動規制法施行令」一部改正  「大気汚染防止法施行令」一部改正 「悪臭防止法施行令」一部改正	中国重慶市より研修生2名受入 (仮称)祇園山本地区開発事業の環境影響評価手続の開始
11. 1		玖谷埋立地整備変更事業の環境影響評価手続の開始
2	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(環境基準健康項目23項目→26項目) 騒音に係る環境基準の類型指定の全部改正(広島県)	
3	大気・水質・騒音・振動・悪臭の各規則一部改正(届出の電子化及び押印手続き見直し) 「広島県公害防止条例」改正(屋外燃焼禁止)	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」公布
4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行	「広島市環境影響評価条例」公布 「広島市環境条例(仮称)検討委員会」を廃止 「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」施行
5	「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」一部改正(電気ガス法改正)	
6	環境影響評価法全面施行 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)」公布 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「瀬戸内海環境保全特別措置法」一部改正	「広島市環境影響評価条例」全面施行
8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生1名ずつ受入
12	「大気汚染防止法施行令」「水質汚濁防止法施行令」一部改正	出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価手続の開始(条例施行後初の案件)

年月	国・広島県	広島市
11. 12	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」公布 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(ダイオキシン関係)	
12. 1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 排水基準を定める総理府令一部改正	広島市環境局ホームページ開設 「広島市地球環境問題連絡等会議」を発展的に解消し「広島市環境調整会議」を設置 「広島市環境審議会」設置 安川水質測定局廃止 「広島市の生物」発行
2		
3	自動車騒音の限度を定める命令の全部改正 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)」施行	
7		水質・底質・地下水のダイオキシン類調査開始
8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生 1 名ずつ受入
10		土壤のダイオキシン類調査開始
11		公共用水域の環境ホルモン調査開始 中国重慶市より研修生 2 名受入
13. 1	環境省発足	
2		第 2 回こどもエコクラブアジア太平洋会議を国・県と共催
3	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)施行規則」公布	
4	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(冷蔵庫・エアコンの冷媒フロンの回収義務化) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」施行	
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」公布	P R T R パイロット調査実施
7		マレーシア(ミリ市)より研修生 1 名受入
8		安佐南工場建替事業(処理能力: 600 t /日)に係る環境影響評価手続の開始
10		「広島市環境基本計画」策定 「広島市役所環境保全実行計画」策定 安佐北工場において I S O 14001 を認証取得
11	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」一部改正(硫酸カリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H13. 12 施行)	
14. 3	「地球温暖化対策推進大綱」一部改正	「広島市グリーン購入方針」策定
4	P R T R 法に基づく事業者の届出開始	環境企画課を環境政策課と環境保全課に分割
5	「土壤汚染対策法」公布	玖谷埋立地拡張整備事業の環境影響評価手続き開始
6	日本が「京都議定書」を締結 「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
7	「窒素含有量に係る総量規制基準」一県告示(H14. 10 施行) 「りん含有量に係る総量規制基準」一県告示(H14. 10 施行)	
	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H14. 8 施行)	

年月	国・広島県	広島市
14. 9	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁のうち、水底の底質の汚染に係る環境基準適用	
10	フロン回収破壊法(自動車関係)施行	中国重慶市より研修生2名受入
11	第5回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム開催(会場:広島国際会議場、広島市後援)	
15. 2	「土壤汚染対策法」施行	
3	「広島県環境基本計画」改定	「広島市多元的環境アセスメント基本構想」策定
5		「広島市地球温暖化対策地域推進計画」策定
6	「CO <sub>2</sub> 削減・百万人の環」消灯キャンペーン実施	
7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	ブルータン王国(ティンプレー市)より研修生1名受入
9		「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」告示(H16.1施行)
10	「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を公布	「広島市地球温暖化対策地域協議会」設置 「広島市ぼい捨て等の防止に関する条例」施行
12	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H16.1施行)	
16. 2		市役所本庁舎においてISO14001を認証取得
3	「広島県地球温暖化防止地域計画」策定 「ヒートアイランド対策大綱」決定	「廃棄物最終処分場整備計画の策定における多元的環境アセスメントガイドライン」策定
4		「広島市多元的環境アセスメント実施要綱」施行
6	「景観法」公布	
7		ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム策定 インドネシア共和国(バンドン・リージェンシー)より研修生1名受入
10		中国重慶市より研修生2名受入
17. 2	「京都議定書」発効	
3		白木産業廃棄物最終処分場増設事業の環境影響評価手続き開始
4	「京都議定書目標達成計画」閣議決定	
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定
7		安佐南工場建替事業(処理能力:400t/日)に係る環境影響評価手続の開始
8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(担体付き触媒の製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H17.9施行)	
18. 3		広島市産業廃棄物処理指導計画策定
4	「大気汚染防止法」一部改正施行(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制の開始)	
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	

年月	国・広島県	広島市
18. 10	「大気汚染防止法」一部改正施行（特定粉じん排出等作業の実施の事項に工作物に関する事項を追加）	「広島市の生物（補遺版）」発行 中国重慶市より研修生2名受入
19. 6	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」一部改正（毒性等価係数について改正）(H20.4 施行)	広島市環境基本計画（改定計画）策定
20. 2		市域の温室効果ガス排出量を2050年に1990年比で70%削減する長期目標「カーボンマイナス70」を掲げるとともに平成20年を「温暖化対策行動元年」と位置付け
3	「京都議定書目標達成計画」改定	大気測定車更新
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
7	先進国首脳会議（G8 北海道洞爺湖サミット）  「今すぐ eco じゃけん広島～広島発・ストップ地球温暖化県民運動」開始	
20. 11	「P R T R 法施行令」一部改正（対象化学物質の見直し及び医療業を対象業種に追加）(H21.10 施行)	中国重慶市より研修生2名受入 恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響評価手続きの開始
21. 1		（仮称）石内東地区開発事業に係る環境影響評価手続きの開始
3		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」制定
4	「土壤汚染対策法」改正(H22.4 施行)	ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム策定
6		「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定
9	内閣総理大臣が国連で温室効果ガス排出削減の中期目標を表明	
11		「広島カーボンマイナス70—2050年までの脱温暖化ビジョン」策定
12	気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）（デンマーク・コペンハーゲン）	
22. 5	「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」改正(H23.4 施行)	
11		中国重慶市より研修生2名受入
12		(仮称) JR可部線電化延伸事業に係る環境影響評価手続きの開始

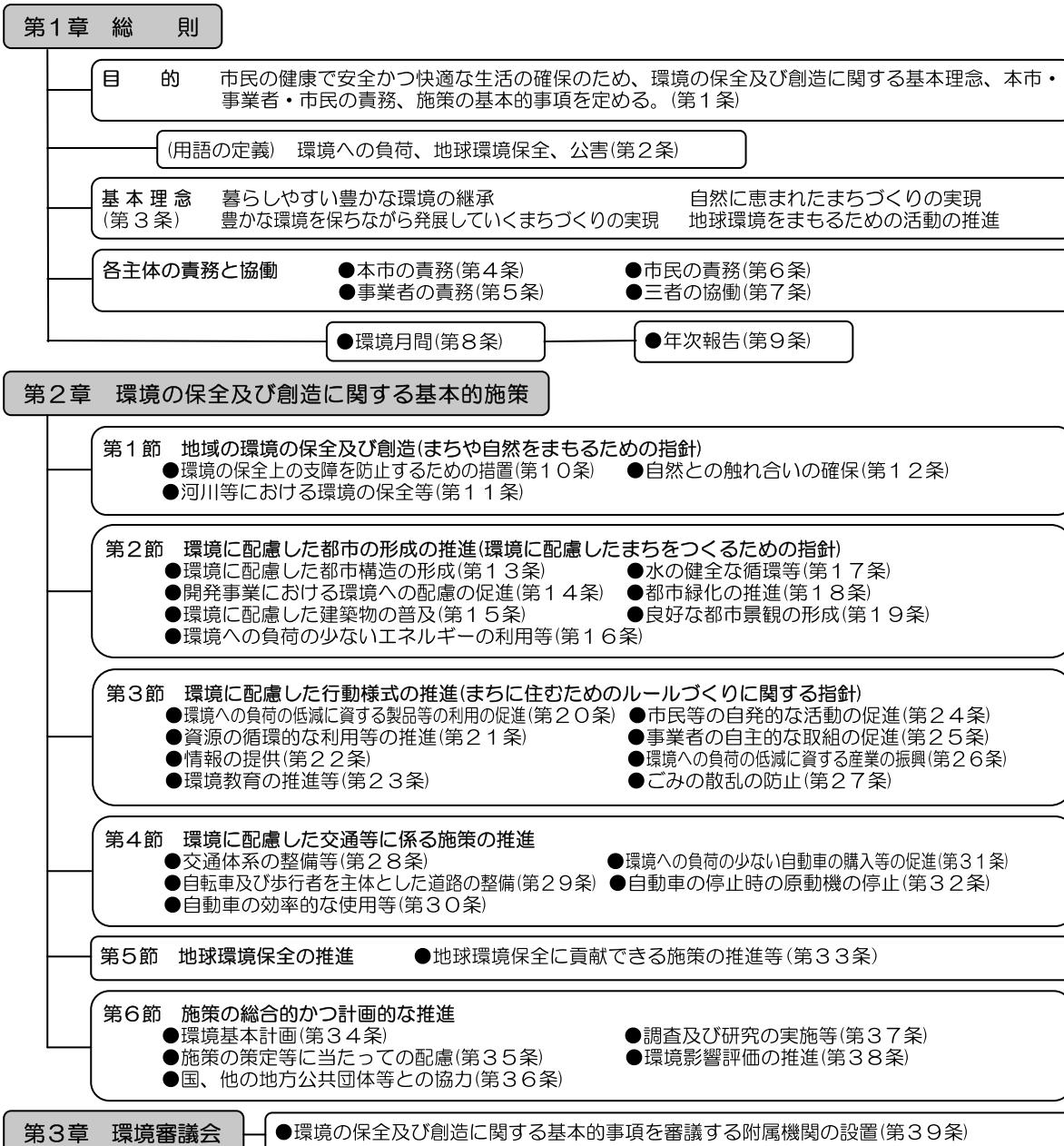
## 2 関係条例等

### (1) 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の概要

本市の環境行政の根幹として、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・市民・事業者の責務、施策の基本方針を定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成11年(1999年)3月に制定し、同年4月1日から施行しました。

図1 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の体系図

(制定の趣旨) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくために制定する。(前文)



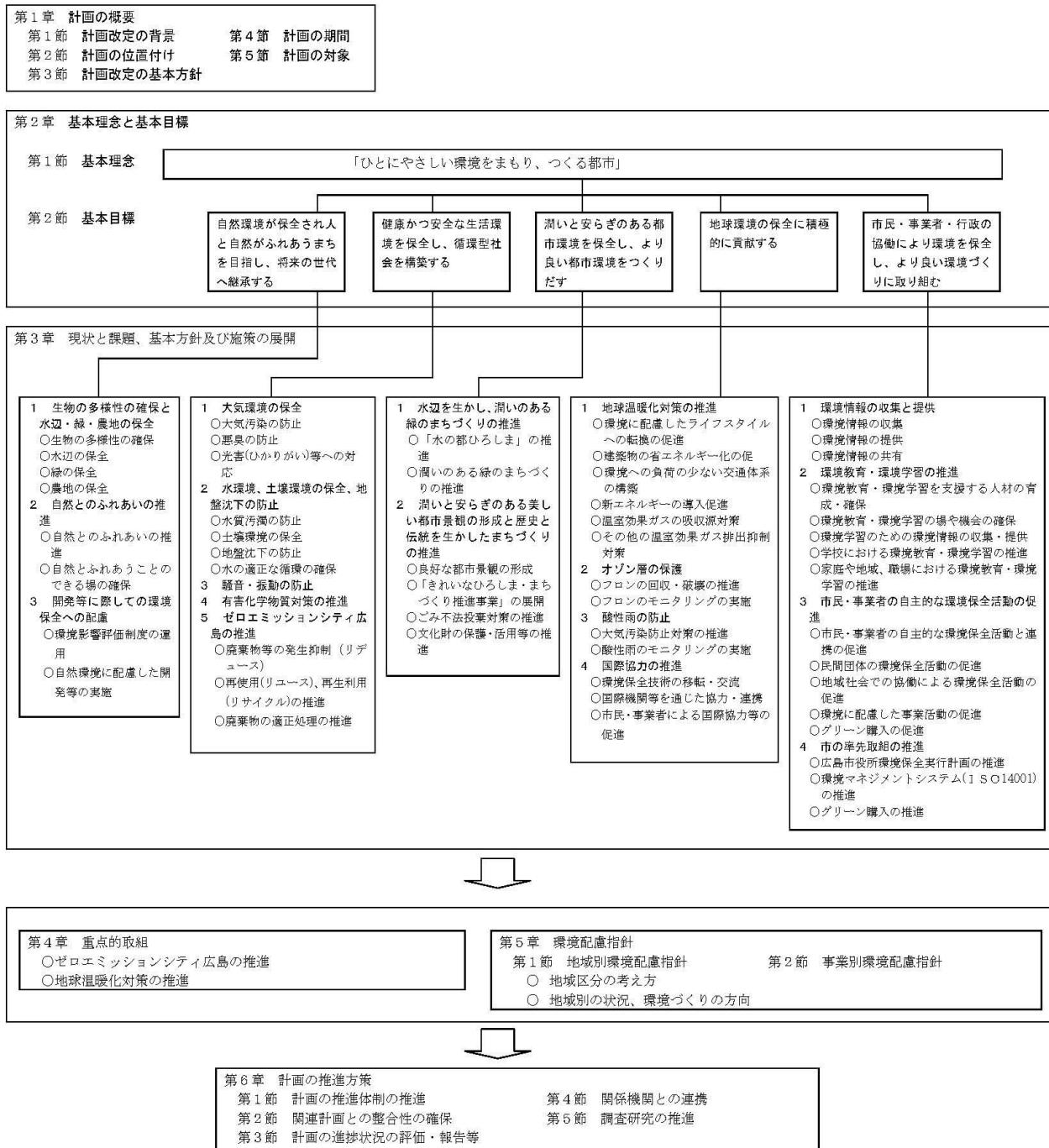
## (2) 広島市環境基本計画

平成11年(1999年)3月に制定した「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第34条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成13年(2001年)10月に策定しました。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものと位置付けられ、計画の期間は平成22年度(2010年度)までとしています。計画の進捗状況は第2章第6節に記載しています。

図2 「広島市環境基本計画」構成図

### 計画の全体構成



### (3) 環境影響評価制度

#### ア 広島市環境影響評価条例

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的とした制度です。

本市では、一定規模以上の開発事業等を行うに当たって環境影響評価を行うための一連の手続きを定める「広島市環境影響評価要綱」を平成7年(1995年)に制定し、運用してきました。

しかし、近年、行政運営の公正の確保や透明性が求められるようになり、また、国・県においても法・条例を制定したことから、本市においても平成11年(1999年)3月に「広島市環境影響評価条例」を制定し、同年6月12日から本格施行しました。

条例では、新たに、事業計画立案の早い段階から環境配慮を行う仕組みや、市民意見の提出機会の拡大、各種書類の公表、事後調査制度の充実について盛り込んでいます。

調査、予測、評価する環境影響評価項目の概要は図3のとおりです。また、条例の対象となる事業の種類・規模及び手続きフローは、それぞれ表1、図4のとおりです。

図3 環境影響評価項目の概要

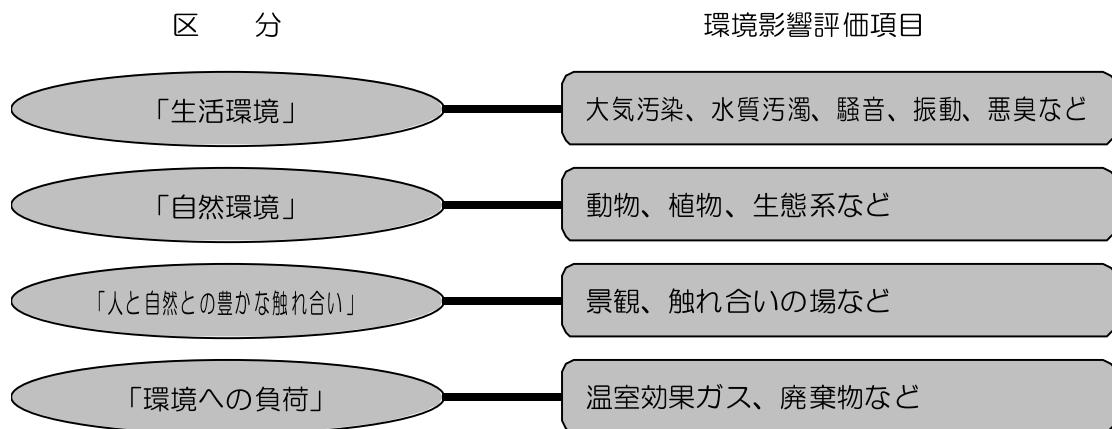
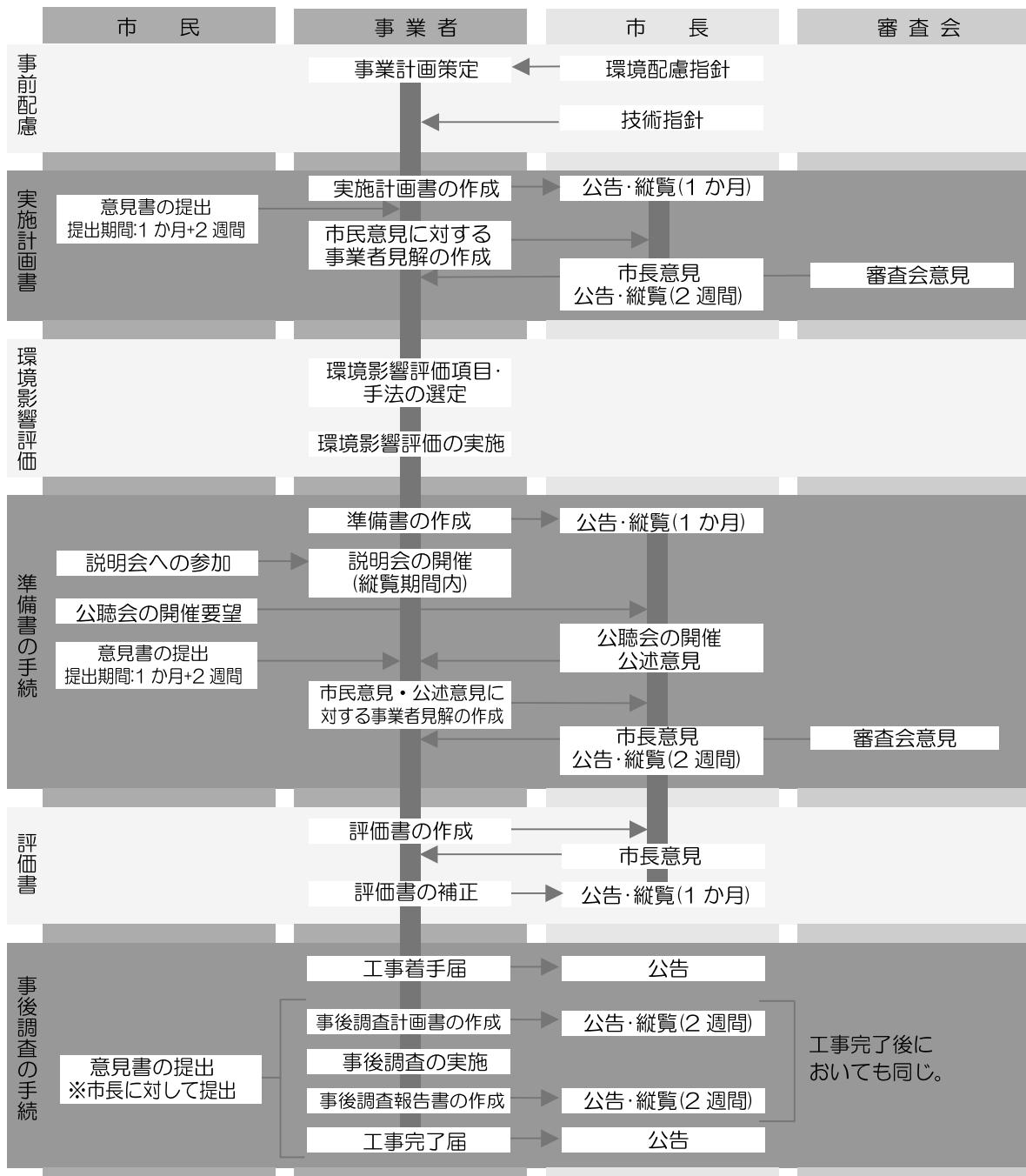


表 1 広島市環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	規模の要件の概要
1 道路の新設又は改築の事業 ① 自動車専用道路・指定都市高速道路 ② 林道 ③ ①～②以外の道路	新設又は改築(車線の増加に係る部分の長さが 1km以上) 新設(幅員 6.5m 以上、かつ、長さが 3km以上)又は改築(幅員 6.5m 以上、かつ、幅員の増加に係る部分の長さが 3km 以上) 新設(4 車線以上、かつ、長さが 3km以上)又は改築(4 車線以上、かつ、車線の増加に係る部分の長さが 3km 以上)
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業 ① ダム ② 堰 ③ 放水路	新築(貯水面積が 40ha 以上) 新築(湛水面積が 40ha 以上)又は改築(湛水面積が 20ha 以上増加し、かつ、改築後の湛水面積が 40ha 以上) 新築(土地の形状変更面積が 40ha 以上)
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良(改良に係る部分の長さが 1km以上)
4 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の新設、延長(250m 以上の延長)
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業 ① 水力発電所 ② 火力発電所	設置(1.5 万 kW 以上)又は変更(1.5 万 kW 以上)の工事 設置(5 万 kW 以上)又は変更(5 万 kW 以上)の工事
6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業 ① 廃棄物焼却施設 ② し尿処理施設 ③ 最終処分場	設置(8t/h 以上)又は変更(8t/h 以上の増加) 設置(100kl/日以上)又は変更(100kl/日以上の増加) 設置(3ha 以上)又は変更(3ha 以上の増加)
7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓の区域の面積が 25ha 以上(特別区域 15ha 以上)
8 土地区画整理事業	施行区域の面積が 40ha 以上(市街化調整区域を 20ha 以上含む場合は 20ha 以上)
9 住宅団地の造成事業	施行区域の面積が 20ha 以上
10 工業団地の造成事業 ① 面積 ② 排出ガス量 ③ 排出水量	施行区域の面積が 10ha 以上 工業団地における排出ガス量の合計が 4 万 m³ N/h 以上 工業団地における排出水量の合計が 5,000 m³/日以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域の面積が 10ha 以上
12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事業 ① 都市公園又は第二種特定工作物 ② ゴルフコース	新設(形状変更区域の面積が 20ha 以上) 新設(形状変更区域の面積が 5ha 以上)又は増設(形状変更区域の面積が 5ha 以上)
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設(計画処理人口 10 万人以上増加)
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業 ① 敷地面積 ② 排出ガス量 ③ 排出水量	形状変更区域の面積が 10ha 以上 工場又は事業場からの排出ガス量が 4 万 m³ N/h 以上 工場又は事業場からの排出水量が 5,000 m³/日以上
15 土石等の採取の事業	新設(20ha 以上)又は増設(20ha 以上)
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さが 100m 以上、かつ、延べ面積が 10 万 m² 以上
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域の面積が 20ha 以上
18 複合用地の造成事業	施行区域の面積が 20ha 以上(工業、流通系を含む場合は 10ha 以上)

図4 広島市環境影響評価条例の手続きフロー



#### イ 広島市環境影響評価審査会

広島市環境影響評価条例第36条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境影響評価審査会を平成11年(1999年)5月に設置しました。

審査会は市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項を調査審議します。

委員の任期は2年で、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は指定することとしており、平成22年度(2010年度)末現在で17名が委員に就任しています。

## ウ 環境影響評価制度の運用状況

条例施行後、表2に示す事業について環境影響評価の手続きを行っています。

表2 環境影響評価制度の運用状況

事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置	安佐南工場建替事業	玖谷埋立地拡張整備事業	広島駅南口Bブロック 第一種市街地再開発事業
事業の種類及び規模	最終処分場の設置 (約18ha)	廃棄物焼却施設の設置 (処理能力:400t/日)	最終処分場の規模の変更 (埋立面積:12.7ha→14.6ha)	大規模建築物の新設 (高さ:約190m、 延べ面積:約130,000m <sup>2</sup> )
事業者等	広島県知事	広島市長	広島市長	広島駅南口Bブロック 市街地再開発組合
実施場所	広島市南区出島二丁目地先公有水面	広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫3990番地	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬	広島市南区松原町5番、6、7番及び8番の全部並びに17番の一部 広島市南区猿猴橋町3番の全部並びに7番及び10番の一部
実施計画書の公告	平成11年(1999年) 12月15日	平成17年(2005年) 7月1日	平成14年(2002年) 5月31日	平成19年(2007年) 4月13日
準備書の公告	平成13年(2001年) 1月29日	平成18年(2006年) 9月15日	平成18年(2006年) 3月1日	平成19年(2007年) 9月20日
評価書の公告	平成14年(2002年) 8月29日	平成19年(2007年) 4月16日	平成18年(2006年) 11月15日	平成20年(2008年) 3月26日
工事着手及び事後調査計画書の公告	平成15年(2003年) 8月4日	工事着手:平成20年(2008年) 10月7日 計画書:平成20年(2008年) 12月25日	平成21年(2009年) 1月9日	—
備考	—	事業内容の修正に伴い、実施計画書の手続きから再度手続きを実施しています。	事業規模を縮小(埋立面積:16.3ha→14.6ha)し、平成16年(2004年)12月8日に対象事業廃止届出書が提出されましたが、引き続き条例に準じて手続きを実施しています。	—

事業の名称	白木産業廃棄物最終処分場増設事業	恵下埋立地(仮称) 整備事業	(仮称)石内東地区開発事業	(仮称)JR可部線電化延伸事業
事業の種類及び規模	最終処分場の規模の変更 (埋立面積:8.9ha→16.6ha)	最終処分場の設置 (埋立面積:約11ha)	複合用地の造成事業 (80.3ha)	鉄道事業の建設 (普通鉄道 単線電化1.7km)
事業者等	㈱クリシヨー	広島市長	広島電鉄㈱	西日本旅客鉄道(㈱)
実施場所	広島市安佐北区白木町大字志路	広島市佐伯区湯来町大字和田字南恵下外	広島市佐伯区五日市町大字石内の一部	広島市安佐北区可部南5丁目~亀山南1丁目付近
実施計画書の公告	平成17年(2005年) 3月1日	平成20年(2008年) 11月14日	平成21年(2009年) 1月31日	平成22年(2010年) 12月13日
準備書の公告	平成19年(2007年) 6月11日	平成22年(2010年) 10月29日	平成22年(2010年) 11月26日	—
評価書の公告	平成21年(2009年) 1月9日	—	—	—
工事着手及び事後調査計画書の公告	—	—	—	—
備考	—	—	—	—

## **エ 広島市多元的環境アセスメント**

現在、我が国で行われている環境アセスメントのほとんどが、事業アセスメントと呼ばれているもので、事業の実施内容がほぼ固まった段階で環境アセスメントが行われるため、大幅な事業計画の変更などが難しく、環境への影響をより少なくするための手段が限られてしまうなどの制度上の限界が指摘されています。

環境アセスメント制度を充分に機能させるためには、現行の環境アセスメント制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく新たな制度を構築する必要があります。

本市ではこうした視点に立って、新たな環境アセスメント制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組んできており、平成15年(2003年)3月に制度の基本理念やあり方を基本構想として取りまとめ、平成16年(2004年)3月には、廃棄物最終処分場整備計画を対象としたガイドラインを策定しました。

また、平成16年(2004年)4月には、広島市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しました。

### **(4) 広島地域公害防止計画**

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、公害の防止を目的として策定される地域計画であり、環境大臣の指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を得て策定されるものです。

広島地域では、昭和50年度(1975年度)に「広島・呉地域公害防止計画」(計画範囲：広島市、呉市、府中町、海田町、熊野町及び坂町)を策定し、5年ごとに改定しながら公害の防止に関する諸施策を推進してきました。

平成18年(2006年)3月には、広島市の区域を計画の範囲とした「広島地域公害防止計画」が策定され、自動車交通公害及び広島湾海域の水質汚濁を主要課題に掲げ、交通流、交通量対策、生活排水対策等を実施することとしました。さらに、平成21年(2009年)3月に、公害防止に係る各種の施策を総合的かつ計画的に実施し、公害の早急な解決を図るとともに、未然防止の徹底に努めるため、計画の一部変更を行いました。

### **(5) 広島市環境審議会**

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第39条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境審議会を平成12年(2000年)1月に設置しました。

環境審議会は市長の諮問に応じ、①環境基本計画に関すること、②環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議します。

委員の任期は2年で、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとしており、平成22度(2010年度)は21名が委員に就任しています。

#### (6) 広島市環境調整会議(庁内組織)

環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整・推進するため、「広島市環境調整会議」を平成12年(2000年)1月に設置しました。

この会議は、

- ① 環境局担任副市長を会長、その他の副市長を副会長、各局長等を委員とする「会議」
  - ② 会議の円滑な運営を図るため、環境局次長を幹事長、環境局環境政策課長を副幹事長及び各局等の庶務担当課長を幹事とする「幹事会」
  - ③ 幹事会の事務を補佐するため、個別の事項について調査検討を行うことを目的に必要に応じて設置される「分科会」
- から構成されています。

## (7) 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

〔平成 11 年 3 月 24 日  
条例 第 13 号〕

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則(第 1 条～第 9 条)

#### 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

##### 第 1 節 地域の環境の保全及び創造(第 10 条～第 12 条)

##### 第 2 節 環境に配慮した都市の形成の推進(第 13 条～第 19 条)

##### 第 3 節 環境に配慮した行動様式の推進(第 20 条～第 27 条)

##### 第 4 節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進(第 28 条～第 32 条)

##### 第 5 節 地球環境保全の推進(第 33 条)

##### 第 6 節 施策の総合的かつ計画的な推進(第 34 条～第 38 条)

#### 第 3 章 環境審議会(第 39 条)

#### 附則

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、南には風光明媚な瀬戸内海が開け、太田川河口デルタには 6 つの川が流れ、「水の都」といわれる特有の景観を形成する豊かな自然に恵まれた都市である。

昭和 20 年 8 月 6 日、本市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、都市の機能は麻痺し、多くの尊い生命が失われ、この恵まれた自然は壊滅的な打撃を受けた。この惨禍にもめげず、本市は、市民の英知と努力によって目覚ましい復興を遂げ、自然との共存を図りつつ、中四国地方の中核機能を担う都市として発展してきた。

水と緑に代表される本市の恵まれた自然には、被爆都市として訴え続けている平和の象徴として育まれてきた歴史的背景がある。

しかし、都市の発展に伴う人口の集中や産業の集積、また、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境へ影響を及ぼしており、人類を含むすべての生物の存在基盤を将来にわたって脅かしている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で安全かつ快適な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を維持するとともに向上させながら将来の世代に継承していくために行動することは、私たちの責務である。

私たちは、社会経済活動や生活様式の在り方を見直すとともに、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、さらに国内外の地域の人々とも互いに協力し合って、地球上のあらゆる生命が平和のうちに共存できるような取組を推進しなければならない。

このような認識の下、私たちは、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

- 第3条** 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するまでの課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (本市の責務)

**第4条** 本市は、その自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製

品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持し、及び向上させるには市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(本市、事業者及び市民の協働)

**第7条** 本市、事業者及び市民は、共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うという協働の下に、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(環境月間)

**第8条** 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、6月とする。
- 3 本市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(年次報告)

**第9条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、毎年、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

### 第1節 地域の環境の保全及び創造

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

**第10条** 本市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 工場又は事業場における事業活動に伴う汚染物質の排出、騒音又は振動の発生その他の行為によって生ずる公害を防止するために必要な措置
  - (2) 自動車の運行に伴う汚染物質の排出又は騒音若しくは振動の発生によって生ずる公害を防止するために必要な措置
  - (3) 炊事、洗濯、入浴その他の人の生活に伴い排出される水によって生ずる公害を防止するために必要な措置
  - (4) 人の健康を損なうおそれのある化学物質等によって生ずる公害を防止するために必要な措置
  - (5) 廃棄物を適正に処理するための事業を推進するために必要な措置
  - (6) 適正な土地利用を誘導するための事業を推進するために必要な措置
- 2 前項に定めるもののほか、本市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止する

ため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(河川等における環境の保全等)

**第11条** 本市は、河川、海岸、森林、緑地、農地等における環境の保全及び創造並びに生物の多様性の確保のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 本市は、前項の措置を講ずるに当たっては、特に次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

(1) 河川及び海岸については、清潔な状態及び良好な景観が保持され、並びに良好な水質が確保されるように図ること。

(2) 森林については、森林が有する水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能が確保するために必要な管理が行われるように図ること。

(3) 市街地及びその周辺部にある緑地が適正に保全されること。

(自然との触れ合いの確保)

**第12条** 本市は、市民が自然と触れ合うことのできる場の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

## 第2節 環境に配慮した都市の形成の推進

(環境に配慮した都市構造の形成)

**第13条** 本市は、地域の環境の保全及び創造並びに交通施設の整備との整合に配慮して人口及び都市機能が適正に配置される都市の構造を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業における環境への配慮の促進)

**第14条** 本市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の事業が自然環境への負荷の低減、生物の多様性の確保、自然環境の回復等に配慮されることを促進するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した建築物の普及)

**第15条** 本市は、耐久性、断熱性等の向上により資源及びエネルギーが有効に利用できる建築物、周辺の自然環境との調和に配慮された建築物その他の環境に配慮した建築物を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の少ないエネルギーの利用等)

**第16条** 本市は、太陽光その他の環境への負荷の少ないエネルギーの利用及びエネルギーの効率的な使用のできる設備等を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水の健全な循環等)

**第17条** 本市は、雨水の地下への適正な浸透その他の水の健全な循環及び水の有効な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市緑化の推進)

**第18条** 本市は、都市における緑化のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な都市景観の形成)

**第19条** 本市は、地域の特性を生かした良好な都市の景観を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

## 第3節 環境に配慮した行動様式の推進

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

**第20条** 本市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、

必要な措置を講ずるものとする。

2 本市は、環境への負荷の低減に資するよう、製品の長期間にわたる使用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

**第21条** 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は、廃棄物を資源として活用することを推進するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

**第22条** 本市は、環境の保全及び創造に関する情報を市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)に適切に提供するように努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に関して保有する情報のうち、環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(環境教育の推進等)

**第23条** 本市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

**第24条** 本市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

**第25条** 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自主的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の振興)

**第26条** 本市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(ごみの散乱の防止)

**第27条** 本市は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所における紙くず、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進

(交通体系の整備等)

**第28条** 本市は、道路交通を円滑にするための計画的な道路の整備、公共交通機関の整備及び利用の促進その他の環境への負荷の低減に資する交通体系の整備及び交通対策のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自転車及び歩行者を主体とした道路の整備)

**第29条** 本市は、自動車を利用する必要性が低い移動についての自転車の利用又は徒歩への転換の促進及び良好な生活環境の確保に資するため、自転車の利用者及び歩行者が快適に通行できる道路を整備するための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の効率的な使用等)

**第30条** 原材料、製品等の輸送のために自動車を使用する事業者は、輸送効率の向上等により、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自動車を使用する者は、日常生活その他の活動において、公共交通機関の利用等並びに自動車の適正な運転及び整備を行うことにより、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進)

**第31条** 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車、排出ガスの発生量が少ない自動車その他の環境への負荷の少ない自動車を購入し、又は使用するように努めなければならない。

2 本市は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車の停止時の原動機の停止)

**第32条** 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、自動車を停止している場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

2 自動車の駐車のための施設を管理する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、当該施設を利用しようとする者が当該施設内に自動車を駐車する場合(前項ただし書に該当する場合を除く。)には、その者に対し自動車の原動機の停止を指導するように努めなければならない。

3 本市は、第1項の規定による原動機の停止及び前項の規定による指導を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第5節 地球環境保全の推進

**第33条** 本市は、地球環境保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

2 本市は、国、他の地方公共団体及び市民等と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第6節 施策の総合的かつ計画的な推進

(環境基本計画)

**第34条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する個別の施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、広島市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第35条** 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環

境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 本市は、環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整し、及び推進するためには必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

**第36条** 本市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体その他関係する団体と協力してその推進に努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

**第37条** 本市は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

- 2 本市は、環境の状況を把握するため、必要な監視、測定等の実施に努めるものとする。

- 3 本市は、前2項の規定により得られた成果を適切に公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

**第38条** 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 環境審議会

**第39条** 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 各種団体の関係者

(4) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 7 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。